（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正）

第三十六条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第五十七条ノ二」を「第百十一条」に改める。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第三十七条　障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

「船員保険法の規定による介護料 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	
第二条の表中	を
「労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	」

に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（一般拠出金の徴収に要する費用の額）」に改め、同条中「第一項一般拠出金（」を「一般拠出金（」に、「第一項一般拠出金を」を「一般拠出金を」に、「第一項一般拠出金の」を「一般拠出金の」に、「第一項一般拠出金事務」を「一般拠出金事務」に改める。

第十条中「及び第二項」を削り、同条第二項中「と全国の船舶所有者（同条第二項の船舶所有者をいう。）が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額」を削る。

第十一条中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。

第十二条第三号中「船員保険法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項を削り、同条第三項中「附則第三十二条第二項第二号」を「附則第三十二条第二項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四十条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第三項の表基準日において船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十一条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「から平成二十三年度までの間において、」を「から平成二十一年度（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの期間に限る。）までの間において、同法第四条の規定による改正前の」に、「附則第二十九項」を「附則第三十項」に、「附則第二十八項」を「附則第二十九項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十一年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）から平成二十三年度までの間において、船員保険法附則第八条の規定により読み替えられた、同法附則第七条の規定により読み替えられた同法第百十二条、第百十四条及び第百二十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十二条第二項	及び	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び
第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号	及び	、老人保健拠出金及び
第百二十一条第十項	附則第八条	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第十二条第二項

第二章　経過措置

（全国健康保険協会が承継しない権利及び義務）

第四十二条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二十九条第一項の政令で定める権利及び義務は、同項に規定する事務に関し国が有する権利及び義務であって、次に掲げるものとする。

一　社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。次条第一項第一号において「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務

二　社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務

三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五条に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

（権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債）

第四十三条　平成十九年改正法附則第二十九条第二項の政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　前条第一号の規定により指定された土地等

二　前号に掲げるもののほか、平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定により全国健康保険協会（以下「協会」という。）が承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの